

○ 自衛官以外の隊員の標準職務遂行能力を定める訓令（平成２６年防衛省訓令第２９号）（第１４０条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（一般行政） 第３条 （略） <u>２ 省令本則の表１の項第２欄第１号の２に掲げる部局又は機関等（別表第１の２において「防衛人事審議会」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第１の２のとおりとする。</u> <u>３ 省令本則の表１の項第２欄第２号に掲げる部局又は機関等（別表第１の２の２において「防衛大学校等」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第１の２の２のとおりとする。</u> <u>４～２５</u> （略） （削る） （削る） （削る） （削る） <u>２６～３１</u> （略） <u>３２ 省令本則の表１の項第２欄第３６号に掲げる部局又は機関等（別表第１の３５において「防衛装備庁の内部部局」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第１の３５のとおりとする。</u> <u>３３ 省令本則の表１の項第２欄第３７号に掲げる部局又は機関等（別表第１の３６において「研究所及び先進技術推進センター」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第１の３６のとおりとする。</u>	（一般行政） 第３条 （略） （新設） <u>２ 省令本則の表１の項第２欄第２号に掲げる部局又は機関等（別表第１の２において「防衛大学校等」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第１の２のとおりとする。</u> <u>３～２４</u> （略） <u>２５ 省令本則の表１の項第２欄第２６号に掲げる部局又は機関等（別表第１の２５において「技術研究本部内部部局」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第１の２５のとおりとする。</u> <u>２６ 省令本則の表１の項第２欄第２７号に掲げる部局又は機関等（別表第１の２６において「研究所及び先進技術推進センター」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第１の２６のとおりとする。</u> <u>２７ 省令本則の表１の項第２欄第２８号に掲げる部局又は機関等（別表第１の２７において「試験場」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第１の２７のとおりとする。</u> <u>２８ 省令本則の表１の項第２欄第２９号に掲げる部局又は機関等（別表第１の２８において「装備施設本部」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第１の２８のとおりとする。</u> <u>２９～３４</u> （略） （新設） （新設）

別表第1の4 (第3条第5項関係)
表 (略)
別表第1の5 (第3条第6項関係)
表 (略)
別表第1の6 (第3条第7項関係)
表 (略)
別表第1の7 (第3条第8項関係)
表 (略)
別表第1の8 (第3条第9項関係)
表 (略)
別表第1の9 (第3条第10項関係)
表 (略)
別表第1の10 (第3条第11項関係)
表 (略)
別表第1の11 (第3条第12項関係)
表 (略)
別表第1の12 (第3条第13項関係)
表 (略)
別表第1の13 (第3条第14項関係)
表 (略)
別表第1の14 (第3条第15項関係)
表 (略)
別表第1の15 (第3条第16項関係)
表 (略)
別表第1の16 (第3条第17項関係)
表 (略)
別表第1の17 (第3条第18項関係)
表 (略)
別表第1の18 (第3条第19項関係)
表 (略)
別表第1の19 (第3条第20項関係)
表 (略)
別表第1の20 (第3条第21項関係)
表 (略)
別表第1の21 (第3条第22項関係)
表 (略)
別表第1の22 (第3条第23項関係)
表 (略)
別表第1の23 (第3条第24項関係)
表 (略)
別表第1の24 (第3条第25項関係)
表 (略)
別表第1の25から別表第1の28まで 削除

別表第1の4 (第3条第4項関係)
表 (略)
別表第1の5 (第3条第5項関係)
表 (略)
別表第1の6 (第3条第6項関係)
表 (略)
別表第1の7 (第3条第7項関係)
表 (略)
別表第1の8 (第3条第8項関係)
表 (略)
別表第1の9 (第3条第9項関係)
表 (略)
別表第1の10 (第3条第10項関係)
表 (略)
別表第1の11 (第3条第11項関係)
表 (略)
別表第1の12 (第3条第12項関係)
表 (略)
別表第1の13 (第3条第13項関係)
表 (略)
別表第1の14 (第3条第14項関係)
表 (略)
別表第1の15 (第3条第15項関係)
表 (略)
別表第1の16 (第3条第16項関係)
表 (略)
別表第1の17 (第3条第17項関係)
表 (略)
別表第1の18 (第3条第18項関係)
表 (略)
別表第1の19 (第3条第19項関係)
表 (略)
別表第1の20 (第3条第20項関係)
表 (略)
別表第1の21 (第3条第21項関係)
表 (略)
別表第1の22 (第3条第22項関係)
表 (略)
別表第1の23 (第3条第23項関係)
表 (略)
別表第1の24 (第3条第24項関係)
表 (略)
別表第1の25 (第3条第25項関係)
表 (略)
別表第1の26 (第3条第26項関係)
表 (略)
別表第1の27 (第3条第27項関係)
表 (略)

別表第1の29（第3条第26項関係）
表（略）
別表第1の30（第3条第27項関係）
表（略）
別表第1の31（第3条第28項関係）
表（略）
別表第1の32（第3条第29項関係）
表（略）
別表第1の33（第3条第30項関係）
表（略）
別表第1の34（第3条第31項関係）
表（略）

別表第1の35（第3条第32項関係）	
一般行政 防衛政策等の内部部局等	
標準的な役割	標準職務遂行能力
局長	①倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、職務を執行する課程や庁の重要課題に責任を持って取り組みとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②情報 大規模な災害と社会的な緊急に備えて、所管行政を推進することができる。
	③判断 部局を統括する課程や庁の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。
	④説明・調整 所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に資し、特に重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤異動適任 国民の視点に立ち、不断の職務遂行しを伴って適任することができる。
防衛政策	①倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、職務を執行する課程や庁の重要課題に責任を持って取り組みとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②情報 所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、庁の重要課題について基本的な方針性を示すことができる。
	③判断 庁の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。
	④説明・調整 所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に資し、複雑な調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤異動適任 国民の視点に立ち、不断の職務遂行しを伴って適任することができる。
部長	①倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、防衛分野の重要課題に責任を持って取り組みとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②情報 所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、防衛分野の重要課題について基本的な方針性を示すことができる。
	③判断 防衛分野の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。
	④説明・調整 所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に資し、防衛分野の責任者として、困難な調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤異動適任 国民の視点に立ち、不断の職務遂行しを伴って適任することができる。
課長	①倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、課の課題に責任を持って取り組みとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②情報 所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、国民の視点に立って、行政課題に対応するための方針性を示すことができる。
	③判断 課の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整 所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に資し、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤異動適任 コスト意識を持って効率的に職務を遂行することができる。
室長	①倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、防衛分野の重要課題に責任を持って取り組みとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案 組織方針に基づき、行政ニーズを捉え、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。
	③判断 担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整 担当する事項について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤異動適任 コスト意識を持って効率的に職務を遂行することができる。
課長補佐	①倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、課の課題に責任を持って取り組みとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案・事務管理 組織方針に基づき、行政ニーズを捉え、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。
	③判断 担当する事項について、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整 担当する事項について適切な説明を行うとともに、関係者と協力して調整を行うことができる。
	⑤異動適任 段取りや手順を覚え、効率的に職務を遂行することができる。
所長	①倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組みとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②課題対応 担当業務に必要な専門的知識・技術を活用し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。
	③協賛性 上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	④説明 担当する事項について分かりやすい説明を行うことができる。
	⑤異動適任 計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に職務を遂行することができる。
次長	①倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組みとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②知識・技能 職務に必要な知識・技術を活用することができる。
	③コミュニケーション 上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
企画推進	政策的に業務に取り組みすることができる。

別表第1の28（第3条第28項関係）
表（略）
別表第1の29（第3条第29項関係）
表（略）
別表第1の30（第3条第30項関係）
表（略）
別表第1の31（第3条第31項関係）
表（略）
別表第1の32（第3条第32項関係）
表（略）
別表第1の33（第3条第33項関係）
表（略）
別表第1の34（第3条第34項関係）
表（略）

（新設）

(新設)

別添第1の36（第3条第34項関係）
一般行政 経営意思の先導的推進センター

標準的な 官能		標準職務遂行能力
副社長	①倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②経営	組織方針に基づき、行役プロセスを構築し、業務運営の基本的な方針を示すことができる。
	③判断	機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、内外的に説明を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	不測の業務見直しに果敢として取り組むことができる。
	⑥組織統制	組織統制を行い、成果を挙げることができる。
部長	①倫理	国民全体の奉仕者として、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②業務方針の立案	組織方針に基づき、行役プロセスを構築した実施方針を示すことができる。
	③判断	担当分野の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	担当分野の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、所長と助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って徹底的に業務を進めることができる。
	⑥組織統制	業務の維持管理及び的確な指示を行い、成果を挙げることができる。
課長	①倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②実施計画の立案	組織方針に基づき、行役プロセスを構築した実施計画を立案することができる。
	③判断	所管する事項について、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	所管する事項について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って徹底的に業務を進めることができる。
	⑥組織統制・人材育成	適切に業務を配分した上、維持管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
課長補佐	①倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②立案・計画の立案、事務事業の実施	組織や上司の方針に基づいて、具体的立案・計画を立案し、又は事務事業を実施することができる。
	③判断	自ら判断すべき事項について、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	担当する事項について整理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
	⑤業務遂行	役取りや手順を踏み、効率的に業務を進めることができる。
	⑥部下の指導・育成	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
係長	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②課題対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、課題に対応することができる。
	③協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	④説明	担当する事項について分かりやすい説明を行うことができる。
	⑤業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
	⑥業務統制	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
係員	①知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	②コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	③業務遂行	意図的に業務に取り組むことができる。

(新設)

別添第1の37（第3条第34項関係）

一般行政 試験場

標準的な 官能		標準職務遂行能力
副場長	①倫理	国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②執行方針の立案	組織方針に基づき、的確な試験計画の下、試験場長を助け、業務の執行方針を示すことができる。
	③判断	試験場長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	機関の業務について適切な説明を行うとともに、試験場長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って徹底的に業務を進めることができる。
	⑥組織統制	業務の維持管理及び的確な指示を行い、成果を挙げることができる。
部長	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②事業対応	担当業務についての知識・技術に基づき、事業に適切に対応することができる。
	③協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	④説明	担当する業務の執行において分かりやすい説明を行うことができる。
	⑤業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
	⑥業務統制	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
係員	①知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	②コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	③業務遂行	意図的に業務に取り組むことができる。

別表第2の1～別表第2の8（略）

別表第2の9（第4条第9条関係）

研究 防衛政策立案の内部経路

標準的な 官職	標準職務遂行能力
基幹的技 術職系	①倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、研究部門の重要課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②組織 任務の方針及び行政ニーズを踏まえ、研究部門の業務遂行の基本的な方針を示すことができる。
	③知識・技術・技能・説明 高度な専門的知識・技術や豊富な経験に基づき、広範囲にわたる研究を統括し、合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整 関係者に研究部門を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務遂行 任務や手続を整え、効率的に業務を遂行することができる。
組織統括 職系	①倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②組織 任務の方針及び行政ニーズを踏まえ、重点的に取り組むべき研究課題を示すことができる。
	③知識・技術・説明 高度な専門的知識・技術や豊富な経験に基づき、組織的な研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整 関係者に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務遂行 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
定長	①倫理 国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案 任務の方針に基づき、取り組むべき研究に関する企画・立案を行うことができる。
	③知識・技術・説明 高度な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整 関係者に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務遂行 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
主任研究 官	①倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案 組織や上司の方針に基づいて、具体的な企画・計画を立案するとともに、自ら業務の中枢を担うことができる。
	③知識・技術・説明 専門的知識・技術に基づき、担当する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整 関係者に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。
	⑤業務遂行 任務や手続を整え、効率的に業務を進めることができる。
研究員	①倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案 組織や上司の方針に基づいて、具体的な企画・計画を立案するとともに、自ら業務の中枢を担うことができる。
	③知識・技術・説明 専門的知識・技術に基づき、担当する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整 関係者に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。
	⑤業務遂行 任務や手続を整え、効率的に業務を進めることができる。

別表第2の10・別表第2の11（略）

別表第3～別表第10（略）

別表第11（第13条関係）

防衛政策立案等支援 防衛政策立案及び防衛政策立案の内部経路

標準的な 官職	標準職務遂行能力
分析官	①倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②知識・技術 特定の行政分野における高度な専門的知識及び経験に基づき、調査、研究、情報の収集及び分析等を行うことができる。
	③助言・提言 調査、研究、情報の分析等の結果に基づき、適切な助言・提言等を行い、施策の企画・立案等を支援することができる。
	④業務遂行 任務や手続を整え、効率的に業務を遂行することができる。
	⑤業務遂行 任務や手続を整え、効率的に業務を遂行することができる。

別表第2の1～別表第2の8（略）

別表第2の9（第4条第9条関係）

研究 防衛政策立案の内部経路

標準的な 官職	標準職務遂行能力
基幹的技 術職系	①倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、研究部門の重要課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②組織 任務の方針及び行政ニーズを踏まえ、研究部門の業務遂行の基本的な方針を示すことができる。
	③知識・技術・技能・説明 高度な専門的知識・技術や豊富な経験に基づき、広範囲にわたる研究を統括し、合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整 関係者に研究部門を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務遂行 任務や手続を整え、効率的に業務を遂行することができる。
組織統括 職系	①倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②組織 任務の方針及び行政ニーズを踏まえ、重点的に取り組むべき研究課題を示すことができる。
	③知識・技術・説明 高度な専門的知識・技術及び経験に基づき、組織的な研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整 関係者に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務遂行 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
定長	①倫理 国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案 任務の方針に基づき、取り組むべき研究に関する企画・立案を行うことができる。
	③知識・技術・説明 高度な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整 関係者に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務遂行 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
主任研究 官	①倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案 組織や上司の方針に基づいて、具体的な企画・計画を立案するとともに、自ら業務の中枢を担うことができる。
	③知識・技術・説明 専門的知識・技術に基づき、担当する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整 関係者に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。
	⑤業務遂行 任務や手続を整え、効率的に業務を進めることができる。
研究員	①倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案 組織や上司の方針に基づいて、具体的な企画・計画を立案するとともに、自ら業務の中枢を担うことができる。
	③知識・技術・説明 専門的知識・技術に基づき、担当する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整 関係者に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。
	⑤業務遂行 任務や手続を整え、効率的に業務を進めることができる。

別表第2の10・別表第2の11（略）

別表第3～別表第10（略）

別表第11（第13条関係）

政策企画立案等支援 政策企画

標準的な 官職	標準職務遂行能力
分析官	①倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②知識・技術 特定の行政分野における高度な専門的知識及び経験に基づき、調査、研究、情報の収集及び分析等を行うことができる。
	③助言・提言 調査、研究、情報の分析等の結果に基づき、適切な助言・提言等を行い、施策の企画・立案等を支援することができる。
	④業務遂行 任務や手続を整え、効率的に業務を遂行することができる。
	⑤業務遂行 任務や手続を整え、効率的に業務を遂行することができる。